

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科等の改訂の要点

文部科学省

初等中等教育局 視学官

(併)特別支援教育課 特別支援教育調査官

丹野 哲也



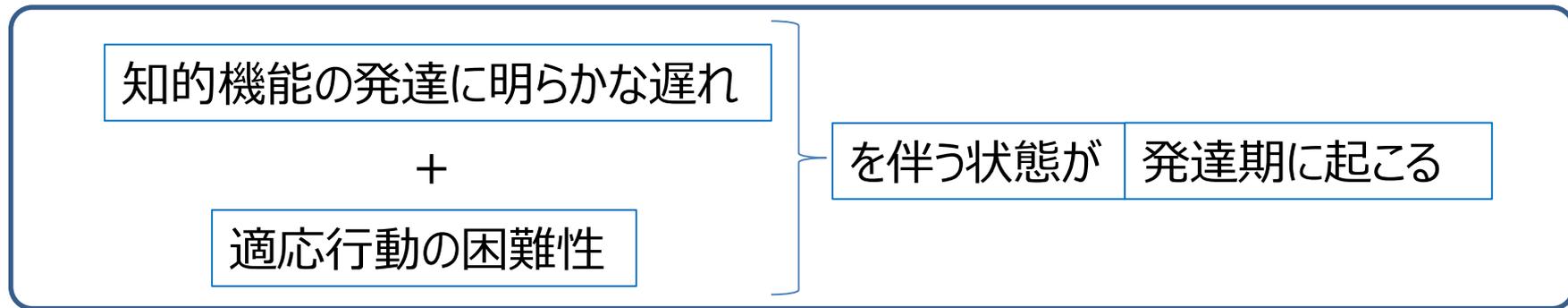
独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 知的障害について
- 2 知的障害のある児童生徒のための各教科等①、②
 - ①特別支援学校小学部
 - ②特別支援学校中学部
- 3 知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点①～⑦
 - ①改訂の要点
 - ②各教科の示し方
 - ③小学部〔国語〕の例
 - ④段階の考え方
 - ⑤～⑦教科全体にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

知的障害について

知的障害とは、**知的機能の発達に明らかな遅れ**と、**適応行動の困難性を伴う状態**が**発達期に起こるもの**をいう。



〔適応行動の主な困難性〕

- 概念的スキルの困難性：言語発達や学習技能など
- 社会的スキルの困難性：対人スキルや社会的行動など
- 実用的スキルの困難性：日常生活習慣行動、ライフスキル、運動機能など

知的障害のある児童生徒のための各教科等①

〔特別支援学校小学部の教育課程〕

学校教育法施行規則

第126条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。



外国語活動を設けることができることを規定

知的障害のある児童生徒のための各教科等②

〔特別支援学校中学部の教育課程〕

学校教育法施行規則

第127条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点①

- ① 育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づき、各教科等の目標や内容を構造的に示した。その際に、小・中学校の各教科等の目標や内容等との連続性、関連性を整理して示した
- ② 各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため、段階ごとの目標を新たに示した
- ③ 段階間の円滑な接続を図るため、中学部を新たに2段階として示した
- ④ 教科ごとに「指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設けるとともに、各教科全体にわたる指導計画の作成と内容の取扱いを充実して示した

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点②

1 目標

- (1) ○小学校等の各教科の目標との連続性を踏まえ、知的障害のある児童
- (2) 生徒の育成を目指す資質・能力との関連等から整理し示した
- (3)

2 各段階の目標及び内容

(1) 目標

- ア ○各段階間、小・中学部間の目標の系統性を充実して示した

イ
ウ

(2) 内容

- ア ○「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の示し方は小学校等の各教科に基づき示した
- イ
- ウ

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 各教科に新設

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点③

小学部〔国語〕の例

1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。

知識及び技能

(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。

思考力、判断力、表現力等

(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

学びに向かう力、人間性等

○ 1段階 目標 の例

ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり……………

イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを……………

ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに……………

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点④

現 行	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階			1段階	2段階



改 訂 後	小学部			中学部		高等部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階

〔段階の考え方〕

知的障害のある児童生徒のための各教科では、学年ではなく、段階別に内容を示している。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、**個人差が大きく、学力や学習状況も異なるから**である。

そのため、段階を設けて示すことにより、**個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を選択して、効果的な指導**ができるようにしている。

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点⑤

教科全体にわたることとして第2章各教科の第1節小学部の第2款の第2に示した「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」については、次の観点から示してある。

1 具体的な指導目標及び指導内容の設定

個に応じた指導をより一層充実するため、知的障害の状態や経験に加え、**生活年齢と学習状況**を的確に把握することを新たに示した。その上で、小学部では6年間、中学部では3年間を見通して、全体的な指導計画に基づき、具体的な指導目標や指導内容を設定することを示した。

2 各教科等の指導内容間の関連〔新設〕

本改訂では、各教科等において**育成を目指す資質・能力を明確にして示したこと**より、**各教科等の指導内容の関連等に十分に配慮して**、指導計画を作成することが重要であることから新設し示した。

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点⑥

3 生活に結び付いた効果的な指導

個々の児童生徒が、意欲をもち、主体的に学習活動に取り組むことがより一層重要であることから「**主体的**」を新たに加えて示した。また、教育活動全体にわたって生活に結び付いた効果的な指導を行っていくことが重要であることは従前のおりである。

4 道徳科との関連〔**新設**〕

各教科の特質に応じて、**道徳科に示す内容と関連付けて適切に指導**していくことが必要であることから新設し示した。

5 学習環境と安全

この項は、従前のおりである。児童生徒の学校生活が充実するようにするためには、**学習環境を整備し、安全や衛生にも留意**することが必要である。

知的障害のある児童生徒のための各教科等における改訂の要点⑦

6 自立と社会参加〔新設〕

将来の自立と社会参加を見通した計画的な指導を、小学部段階からより一層充実させていくことが重要であることから新設し示した。

7 学校と家庭等との連携

児童生徒の学習成果のみならず、学習過程を含めて、学校、家庭、関係機関等が相互に情報を共有して連携していくことが重要であることから、新たに「学習過程」を加えて示した。

8 教材・教具や補助用具、コンピュータや情報通信ネットワーク

知的障害の状態や経験等に加えて、「学習状況」を踏まえることや「情報通信ネットワーク」を有効に活用することを新たに示した。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科等の改訂の要点

文部科学省

初等中等教育局 視学官

(併)特別支援教育課 特別支援教育調査官

丹野 哲也



独立行政法人教職員支援機構